

令和 8 年度の収容定員変更（増）の取扱いについて

1. スケジュール

令和 7 年	5 月 30 日	認可申請書提出期日
	7 月	私立学校審議会諮問
令和 7 年	9 月中	定員変更認可（増改築工事を伴う場合は竣工確認後）
令和 8 年	4 月	新定員の施行

2. 定員変更（増）の認可方針

（１）現在、「幼稚園設置基準」及び「大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準」（府審査基準）その他関係法令を遵守しており、次の条件を満たしていることを要件とします。

- ① 定員増の必要性があること。
現在の定員の充足状況等を踏まえ、定員増するだけの需要が見込まれるものであること。
なお、申請書には、定員増が必要な理由を詳細に記入してください。
- ② 「幼稚園設置基準」、「府審査基準」、その他関係法令及び府の指導事項を遵守していること。
定員超過や 3 階諸施設の園児利用、教員の不足など、不適正な実態がないこと。
- ③ 令和 8 年度以降の園児数定員、歳児別認可学級を通年で遵守すること。
- ④ 保護者が適切な選択ができるよう自園についての情報を積極的に提供していること（又は提供する予定であること）。
情報の提供方法や提供する内容については、別紙「幼稚園が情報提供すべき項目について（例示）」を参照してください。
- ⑤ 通園バスの園児乗車時間は、最長 40 分であること。
〔※ 5 月 1 日現在、1 コース当たりの最長乗車時間が 40 分以内の場合、申請が可能となります。〕

（２）申請内容が、次の事例に該当するなど、「幼稚園設置基準」や「府審査基準」で定める要件を満たしていない場合や定員増の必要性がない場合、定員増は認可しません。

- ① 園舎の延床面積、運動場面積が基準面積を満たしていない場合。
- ② 保育室、遊戯室の面積が基準面積を満たしていない場合。
- ③ 保育室、遊戯室を 2 階に置くとき、園舎の構造が耐火建築物でない場合や園児の退避上必要な施設（退避用滑り台等）を備えていない場合。
- ④ 1 学級あたり 35 人を超えるような学級編成を行う場合。
- ⑤ 通園バスを運行している園で、定員増認可後の 1 コース当たりの最長乗車時間が 40 分を超える見込みである場合。
- ⑥ 令和 7 年度において現行定員を上回るだけの需要が見込まれず、定員増の必要がない場合。

3. その他の留意事項

令和 8 年度における定員増の認可は、105 人を限度とします。

また、歳児別定員・学級編成については、学年進行などのバランスに配慮したものとしてください。